第２　市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

１　概説

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、個人投資家等を含めた市場参加者に対して幅広く積極的な情報発信に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換会、講演会、講義、報道発表や取材対応のほか証券監視委のウェブサイトを通じて証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーに提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう工夫を図っている。

平成20事務年度の取組みの特色としては、市場への情報発信をさらに強化するため、新たな情報発信チャネル開拓のためのアプローチを積極的に行ったことが挙げられる。

２　市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化のための取組みとして、意見交換や講演等を通じ、個人投資家等を含めた市場参加者との対話、情報発信を積極的に行っている。今事務年度は、世界的な金融不安に伴う急激な信用収縮を背景に、発行市場を舞台としたディスクロージャーやファイナンスを悪用した不公正取引のリスクの高まりを踏まえ、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムや日本監査役協会主催の講演会において、上場会社の役職員や監査役を対象とした講演を実施した。その内容は、証券監視委の幅広く厳しい市場監視の目があることについての情報発信に加え、上場会社等の市場参加者における内部管理態勢の構築の必要性についても触れ、市場の公正性・透明性を確保するためには市場参加者の理解と協力が不可欠であることなどを強く呼びかけるものとなった。また、昨事務年度に引き続き金融商品取引業者等、自主規制機関、公認会計士・監査法人や弁護士・法律事務所等の市場のゲートキーパーといわれる者との意見交換や講演を積極的に実施し、公正・健全な市場確保のために貢献するゲートキーパーとしての自覚を促すよう、その期待される役割に力点を置いた情報発信を行った。従来から実施している大学や大学院の学生への講義も頻繁に実施し、証券監視委の活動についての説明を行ったところであるが、特に、法科大学院の学生については、将来、法曹として市場の健全性を担う可能性が高いことから、法科大学院協会を通じて、各法科大学院に対する講演会等の開催を推進するための働きかけを行った。そのほか、日本経済団体連合会、経営法友会といった企業経営者や経済団体、不動産証券化協会、日本民間放送連盟等、幅広い業態との意見交換・講演会等を通じて、市場への情報発信を行った。

今後は、市場の公正性・透明性を損なう取引・行為が全国的に広がっていることを踏まえ、地方も含めた幅広い市場参加者に対する一層の対話と情報発信の強化に取り組んで参りたい。

３　報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の可否、時期、内容等を検討した上で、報道機関に対して、事案の正確な理解と報道を促すという趣旨から、記者会見等を通じて事案の公表を行っている。また、委員長及び委員や証券監視委幹部職員への新聞・雑誌・テレビ等各種媒体からの取材・出演等の要請に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応している。

報道機関等を通じた情報発信は、市場にメッセージを発出する有効な手段であるとともに、市場の公正を乱す違反行為を牽制する効果も高いことから、今後とも事案の背景や意義付けを踏まえたわかりやすい情報発信の強化に努めて参りたい。

４　ウェブサイトの充実

インターネットが普及している昨今、証券監視委は、ウェブサイトを通じて、その活動状況や勧告の概要などの公表資料等をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について市場参加者等の認識を高めるべく、情報発信を強化してきたところである。

また、平成20年４月２日より新着情報メール配信サービスを開始し、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告などの新着情報を、電子メールにて配信している。

（http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html）

なお、今事務年度末時点における登録者数は約2,100件となっている。

さらに、海外に向けての情報発信を強化する観点からウェブサイトの英語版の充実にも取り組んでいる。これまでに掲載した主なものとしては、証券監視委の組織や事務概要の英訳版、本冊子を英訳したアニュアルレポートやパンフレットの英語版、海外当局との連携における国際会議への参加状況、証券検査基本方針及び証券検査基本計画など証券監視委の重要な政策決定に関するものや外資系証券会社等に対する勧告など、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる事項について、タイムリーな英訳版の掲載に努めた。

今後とも、掲載内容の充実を図るとともに、タイムリーな情報発信の強化に努めて参りたい。

第３　関係当局等との連携

１　概説

証券監視委は、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で、緊密な情報交換を行うなど、一層の連携の強化に努めるとともに、各金融商品取引所や日本証券業協会などの自主規制機関との間でも緊密な情報交換に努めている。また、日本証券クリアリング機構や証券保管振替機構など、市場規律を強化する上で重要な役割を担う市場関係者や、日本弁護士連合会や日本公認会計士協会など、市場の公正確保のための当事者との意見交換も行っている。さらに、犯則事件が地域的な広がりを見せる中で、警察及び検察との連携を一層深めると共に反社会的な勢力による金融・資本市場への関与の排除に向けて、警察等との意見交換を実施している。

また、近年、国際的な金融商品取引の増加などに伴い、我が国市場の公正性を確保する上で、また、世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺に対応する上で、海外の証券規制当局との連携強化がこれまで以上に重要となっている。こうした中、ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）等の主催する主要な国際会議への参加や、海外証券規制当局幹部との意見交換・情報交換等を通じ、海外の規制当局との連携の強化に努めているところである。証券監視委は、今後ともこうした国際的な相互協力の促進に向けた活動の強化を図ることとしている。

２　金融庁関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との適切な連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、平成17年２月、監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図る目的で設置された「検査・監督連携会議」にメンバーとして出席しているほか、平成20年１月以降、「市場関連部局との意見交換会」を継続的に開催し、特に発行市場に関する問題点等を共有するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部について財務局長等に委任しており、各財務局等の監視官部門は、証券監視委の指揮・監督を受ける財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、各財務局等の監視官部門と十分な情報交換と意思疎通を確保することにより委任事務等の円滑な遂行を図るため、金融庁の主催する財務局長会議等に参加しているほか、年に数回、証券取引等監視官会議を開催し、問題意識の共有・浸透に努めている。

３　自主規制機関との緊密な情報交換

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、仲介者の会員等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。仲介者にとっても、そうした努